新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年2月3日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　総　務　課

※赤字が前回との変更点

**〔本人の場合〕**

**１．風邪様症状（喉の痛み、咳、発熱、鼻水、倦怠感等）が出た場合**

**※たとえ、喉の痛みだけでもオミクロン株への感染を疑ってください。**

**オミクロン株の感染を疑い、他人にうつさないよう不用意な外出・接触を避け、慎重に行動してください。**会社へは絶対に出勤せず、必ず所属長に連絡し、自宅で経過をみてください。

① 症状が出た場合、かかりつけ医など検査ができる身近な医療機関へ電話で相談し、受診してください。

② かかりつけ医をもたない場合、「診療・検査医療機関」のいずれかへ相談してください。予め自宅近隣の医療機関を把握し、速やかに対応できるようにしましょう。

　 ＊詳しくは、お住まいの都県HP等をご参照ください。

③ 医療機関で抗原検査やPCR検査を実施した場合、検査結果を速やかに所属長に連絡してください。

④ 検査結果が陽性の場合、医療機関の指示に従ってください。

＜会社で症状が出た場合＞

① 所属長に報告し、直ちに帰宅してください。

　　② 念のため、症状があった社員が接触した箇所をアルコール等で拭き取ります。

**２．感染が確定した場合**

【本人の対応】

① 診断が確定したら、大至急所属長に連絡をしてください。所属長は総務課へ連絡してください。

保健所の指示があれば伝えてください。

軽症の場合は指定宿泊施設もしくは自宅での療養、中等症以上は指定医療機関等の医療機関で治癒するまで入院となり、保健所が健康観察を実施します。

② 診断が確定に至らないが疑似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も大至急所属長に連絡をしてください。

【他の社員等への対応】

基本的には保健所の指示に従います。状況に応じて、保健所の調査に先行して社内で濃厚接触者を特定する場合があります。所属長の指示があったら、速やかに帰宅してください。

**３．感染により休業した場合の取り扱いについて**

① 指定感染症であり、就業制限解除の基準（療養解除基準と同じ）を満たすまでは就業できません。

② 年次休暇もしくは傷病給付を利用しての休業となります。（通常の病気等の扱いと同様です）

感染後の職場復帰の目安

① 感染の症状が見られた場合、次のいずれかを満たした後に療養解除となります。

・発症日後10日かつ症状軽快後72時間が経過（最短10日）

② 感染の症状が見られなかった場合、次のいずれかを満たした後に健康観察終了となります。

・検体採取日から7日間経過（8日目に解除）

③ 上記の基準を満たした場合に、法律に基づく就業制限も解除されますが、最終的な勤務再開日は、療養後の体調などを確認しながら、産業医の判断を踏まえて決定します。しばらくの間、自宅待機もしくは在宅勤務を行う場合もあります。

**４．濃厚接触者となった場合**

① 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。所属長は総務課へ連絡してください。

② 最終接触日の翌日から7日間の自宅待機とします。ただし、陽性者と同居している場合は次のいずれかに該当する日の遅い方を起点に7日間の自宅待機とします。可能な場合、在宅勤務はできることとします。

・感染者の発症日　　・家庭内でマスク着用などの感染対策を開始した日

③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

**５．濃厚接触者であることが疑われる場合**

【仕事や日常生活で接した人に、感染もしくは濃厚接触者の疑いがある場合や、自分が行った場所で感染者や濃厚接触者が出たことがわかった場合など】

① 確認できた状況を整理し、直ちに所属長に連絡してください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。

　　② 所属長は、接触状況等を詳細に把握し、総務課へ連絡してください。

　　③ 接触状況等に応じて、一定期間自宅待機とする場合があります。また、在宅勤務や他の社員と接しない場所での勤務を行う場合もあります。

④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

**６．感染不安を感じる場合**

① 日常生活における自身や家族の行動から、症状はなくても感染不安を感じた場合は所属長へ相談してください。

② 自治体が実施する無料検査（医療機関・薬局等）を受けることが可能です。必要に応じて活用してください。無料検査はHP等から確認できます。必ず事前に電話をして、指示に従ってください。

　 ＊詳しくは、お住まいの都県HP等をご参照ください。

③ 民間の検査機関等で抗原検査・PCR検査を受けることもできます。検査を受けた場合、検査結果を所属長へ報告してください。

④ 陽性と通知された場合は、速やかに保健所へ連絡し指示に従ってください。事前連絡なく医療機関を受診したり、不用意に他者と接触したりすることは絶対に避けてください。以降の対応は〔本人の場合〕２．を参照してください。

**〔同居家族等の場合〕**

**1．同居家族等に濃厚接触者または接触者の疑いがある場合**

① 同居家族等に濃厚接触者等の疑いがあることがわかったら、出勤せず、直ちに所属長に相談してください。　　例）・子どもの通う学校で学級閉鎖・学年閉鎖となった　　等

② 所属長は、同居家族等の接触状況を詳細に把握し、総務課へ連絡してください。

③ 同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、当該同居家族等との接触を必要最小限にとどめてください。

④ 同居家族等の状況に応じて、一定期間自宅待機とする場合があります。また、在宅勤務や他の社員と接しないような場所での勤務を行う場合もあります。

⑤ 自身の体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

**2．同居家族等が濃厚接触者になった場合**

① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡し、保健所からの指示事項があれば伝えてください。

② 同居家族等の経過観察期間と同じ期間を自宅待機とします。また、当該同居家族等との接触は避けてください。

③ 同居家族等がPCR検査等を受けて陰性だった場合は自宅待機を解除しますが、引き続き当該同居家族等との接触は避けてください。勤務再開に際しては、本人と相談した上で一定期間の自宅待機や在宅勤務、他の社員と接しないような場所での勤務などを行う場合もあります。

④ 自身の体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

**3．同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合**

① 同居家族等に風邪様症状、倦怠感等が出たら、出勤せず、所属長に相談してください。

当該同居家族等の受診をお願いします。医療機関で抗原検査やPCR検査を実施した場合、検査結果を速やかに所属長に連絡してください。結果が出るまで、本人は自宅待機となります。

② 受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を伝えてください。

**４．同居家族等の感染が確定した場合**

同居家族等の感染が確定した場合、社員は濃厚接触者になります。

　　〔本人の場合〕４．を参照してください。

濃厚接触者とは、陽性になった人と一定の期間※に接触があった人をいいます。この期間に、以下の条件に当てはまる人を濃厚接触者といいます。

※一定の期間とは　有症状の場合：症状が出た日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

無症状の場合：検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

□陽性者と同居または長時間の接触があった

□手で触れることのできる距離（目安として1メートル）でマスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった

□適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護した

□陽性者の気道分泌物もしくは体液などに直接触れた可能性が高い

【濃厚接触者の可能性が高い場面の例】

・近距離で飲食しながら会話をした　　・休憩室や更衣室などでマスクをしないで会話をした

・一緒に喫煙をした　　　　　　　　　・近い座席で長時間過ごした

・換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

**新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（保健所）**

■長野勤務の方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **電話相談窓口** | **電話番号** | **備考** |
| 佐久保健福祉事務所（佐久保健所） | 0267-63-3178 |  |
| 上田保健福祉事務所（上田保健所） | 0268-25-7178 |  |
| 松本保健福祉事務所（松本保健所） | 0263-40-1939 | 塩尻市、安曇野市 |
| 長野保健福祉事務所（長野保健所） | 026-225-9305 | 須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡 |
| 北信保健福祉事務所（北信保健所） | 0269-67-0249 | 中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡 |
| 長野市保健所 | 026-226-9964  070-2828-6398 | 平日8:30～17:15  休日・夜間17:15～8:30 |

※全て24時間対応

■東京勤務の方

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **所在地** | | **電話相談窓口** | **電話番号** | **備考** |
| 東京都 | | 東京都発熱相談センター | 03-5320-4592 | 24時間対応  ・発熱症状のある方  ・COCOAの接触通知を受けた方 |
|  | | 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口 | 0570-550-571 | 一般相談9:00～22:00  ・感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談  ・オミクロン株に関する相談 |
| 東京都 | | 各保健所の一般電話相談窓口 |  | 上記同様の相談 |
|  | 板橋区 | 板橋区保健所 | 03-4216-3852 | 平日8:30～17:00 |
|  | 新宿区 | 新宿区保健所 | 03-5273-3836 | 平日9:00～17:00 |
|  | 杉並区 | 杉並保健所 | 03-3391-1299 | 平日8:30～17:00 |
|  | 世田谷区 | 世田谷保健所 | 03-5432-2111 | 平日8:30～17:15 |
|  | 千代田区 | 千代田保健所 | 03-5211-4111 | 平日9:00～17:00 |
|  | 青梅市 | 西多摩保健所 | 0428-22-6141 | 平日9:00～17:00 |
|  | 東久留米市 | 多摩小平保健所 | 042-450-3111 | 平日9:00～17:00 |
| 神奈川県 | | 横浜市コールセンター | 045-550-5530 | **24時間対応** |
| 川崎市コールセンター | 044-200-0730 | **24時間対応** |
| 新型コロナウイルス専用ダイヤル | 0570-056774  045-285-0536 | 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町以外  24時間対応 |
| 千葉県 | | 発熱相談コールセンター | 0570-200-139 | 24時間対応 |